

公募型プロポーザル方式実施要領

愛媛県立病院物品管理システム導入支援業務
愛媛県立病院物品管理運営業務

平成30年11月

愛媛県公営企業管理局県立病院課

1 業務の概要

- (1) 内 容 県立病院において、院内S P Dを導入し、診療材料等の発注、検収、搬送、価格交渉等の物品管理業務を委託する。
- (2) 業 務 名 ①愛媛県立病院物品管理システム導入支援業務
②愛媛県立病院物品管理運営業務
- (3) 対象施設 県立今治病院（今治市石井町4丁目5番5号）
県立新居浜病院（新居浜市本郷3丁目1番1号）
- (4) 期 間 ①契約締結日から平成31年3月31日まで
②平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月7日、愛媛県告示第192号）第3条による愛媛県の入札参加資格を得ていること。

※ 入札参加資格のない者は、所定の競争入札参加審査申請書等を次に提出し、平成31年1月25日（金）までに参加資格を取得すること。

〔提出先〕愛媛県出納局会計課用品調達係

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話：089-912-2813（直通）

- (2) 平成31年1月4日現在、過去3年間において医療機関で病院物品管理運営業務の受託実績があること。

3 参加表明書、企画提案書及び見積書

プロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し、提出すること。

- (1) 愛媛県立病院物品管理システム導入支援業務および愛媛県立病院物品管理運営業務プロポーザル参加表明書（様式第1号）

- (2) プロポーザル企画提案書

（任意様式、①～⑤の各項目は必須項目として作成・準備すること。）

- ① 会社概要

※直近決算書2期別を資料として添付すること。

- ② 当該委託事業に対する基本的な方針

- ③ 委託事業の実施体制

ア 業務執行体制と責任体制

イ 病院別の要員計画

ウ 現場代理人の実績 等

- ④ 導入予定のシステム・ソフト内容

- ⑤ 社員教育の基本方針

- (3) 見積書及び積算根拠（任意様式）

※年度別、病院別、業務別（①愛媛県立病院物品管理システム導入支援業務、②愛媛県立病院物品管理運営業務）に作成すること。

4 参加表明書、企画提案書及び見積書の提出

- (1) 提出先 愛媛県 公営企業管理局 県立病院課 指導係
〔問い合わせ先〕 住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話：089-912-2813（直通）
- (2) 提出期限 平成31年1月18日（金）午後5時まで
受付時間は土、日、祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出部数 各11部（正本1部、副本10部、A4判を基本とする。）

5 最優秀提案者の選定

- (1) 愛媛県立病院物品管理システム導入支援業務及び愛媛県立病院物品管理運営業務委託業者選考審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各項目について審査・評価を行い、最優秀提案者を選定する。
- (2) プロポーザル参加者が1社の場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

6 審査結果の通知

審査会の審査結果については、企画提案者に文書で通知するとともにホームページに公表する。なお、総合評点が2位以下の提案者については、点数のみ公表する。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行う。

契約交渉が不調のときは、5に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (5) 業務説明会等は特に行わないが、不明な点等があれば随時ご質問ください。